

(二) 祐天の家系について

祐天の家系については、ほとんどの伝記で触れられている。「普及本」のうち、『御伝記^{※5}』では貧しい百姓の生まれと言い、『二代記^{※8}』では「佐々木京極篁作氏」の流れで善内の子と言い、奥州新妻村に住し、善内は「名家の氏族……文武の達人」であったと言う。ここで『一代記』を見ると、祐天を新妻村の生まれと言い、読み物として小説化されていることがうかがえる。

問題となるのは、「浄土本」でどのように記述されているかであるが、表一に示したとおりである。『実録下書』の附巻に細かに記されている。ただし、この記述は清書本では削除されており、興味深い。このように『実録下書』は、附巻に追記が詳しく載せられ、清書本になると削除されるという過程を経ていることから、最も史実に近いものと推測される。『縁山志』や『行状記』では、それにもかかわらず桓武天皇までの系譜付けがなされている。これは時代が下るにつれ、大僧正の権威付け意識が働いているものと考えられる。

祐天の肖像画（祐天寺藏）を見ると、そこには「九曜星」と「月に星」の紋が描かれてい

る。新妻家の今の菩提寺である最勝院の墓地や位牌から新妻家の家紋は「九曜星」であり、新妻家所蔵の家系図から幕紋が「月に星」であることがわかる。この家紋の「九曜星」は千葉氏の家紋であり、文正年間に下総に下った千葉六党がそれぞれ岩城氏・相馬氏・神谷氏・四倉氏など勢力を張った。^{*9}このような状況のもと、「九曜星」を家紋とできた新妻家は、かなり高い地位にあったことが推定される。したがって、『御伝記』にあるように貧しい百姓の出であるとはにわかに考えにくい。

また、『縁山志』などに葛西三郎の家系とあるが、家紋は「三つ柏」^{*10}であり、奥州では滅亡の道をたどっていることから、これを史実としては認めにくい点もある。

この家系については、伝記としての体裁・権威付けの象徴とも言え、真相を知るには歴史的説明が不可欠である。

(二) 妊娠奇瑞

表一を見てわかるように妊娠の奇瑞に関する記述についても、興味深い知見が得られる。

初期の伝記では、二十三夜尊に祈って祐天が生まれたとするが、時代が下ると地蔵の化身としての祐天が強調されてくるためか、地蔵菩薩から如意珠を授かるとされる。

現在でもいわき市周辺には古い石碑が所々に見られ、そこには「十九夜」あるいは「二十

「三夜」と彫られている。また諸資料※1からも古くから信仰の篤い土地柄であったことが知られる。今でもいわき市四倉町に祐天上人生家と言われる場所が残っており、新妻家の子孫が住んでいるが、その敷地内に根本から二股に分かれた大木があつて、その中央に二十三夜尊の碑が建てられている。もちろん当時からのもではないが、地域の民間信仰の強さを計ることができる。

伝記の作者がいわきの信仰について精通していたかどうかわからないが、二十三夜尊に祈ったという記述は民間信仰に基づいた記述であり、地藏菩薩を伝記に登場させた作者は、民間信仰より仏教的な展開へと意図したものと考えられる。

(三) 出家とその背景

「浄土本」の伝記によれば、狐がいつ鳴いたかの異論はあるが、祖母の霊夢によるとされる。そして伯父道法に連れられて、増上寺塔頭たうちゅう寿光院休波のもとへ預けられた。祐天十二歳のときであつた。

祐天の周囲には多くの出家者がいたことが伝記に記されている。休波の名は『縁山志』※1などに見られるので史実と思われる。伝記によると、しばらく子のなかつた両親に生まれたとあるので、祐天は嫡男である。その子が出家したということであるが、その状況はどのよう

なものであったのだろうか。

当時のいわき周辺は内藤氏の治世で、二代目内藤忠興の時代であった。この頃は家臣に知行地をあてがう知行制が敷かれている。祐天が生まれた翌年の寛永十五年には総検地が行われ、忠興は厳しい年貢の取り立てを代官に命令している。^{※13}このような状況下、農家であれば一人でも働き手の欲しいところである。身内に出家者がいて、かつ嫡男をも出家させたというのであれば、先に家系について見たように父親の職業は武士か、農民を取り締まる側の人物であったことが想像される。

祐天は十二歳で出家しているが、家族から重い年貢などの税に苦しむ農民の話が聞かされた可能性もあり、忠興の治世に疑問を持つ側の家庭に育ったことが推測され、それを背景として家族も祐天を出家の道に歩ませたのではなからうか。

いわきには名越派の奥州総本山であった専称寺があり、また菩提寺である最勝院も名越派であった。いわき周辺には、この名越派の寺院と真言宗の寺院が多い。^{※14}その中で、増上寺へ預けたということは、休波の関係もあるが、歴史のある家柄で先祖から浄土宗との関係が深かったことも考えうる。

これまで、出家する側の事情について見てきたが、祐天を受け入れた増上寺はどのような状況であったのだろうか。

寛永九年に「所化入寺掟之事」^{※15}が出されており、建前上は十五歳まで入寺できないことと

なっていた。祐天の入寺は伝記から慶安元年であり、掟が出されてから十六年後である。しかしこの頃は入寺の定員もなく、時期も自由であったようであり、規則として厳しくなってくるのは、これよりかなりあとのことで、貞享二年に入寺定員が決まり、正月十一日に籤で決められたとある。

『浄土宗史』には、入寺年齢にいわゆる「下駄はかせ」が指摘されているが、同じ頃活躍した忍激も十一歳で増上寺に入寺しており、特例とは言えない。もし規則を重視すれば、休波はしばらく自分の手元へ置いておいたはずであり、すでに三部経の読誦など基礎知識が習得されていたか、すぐに習得できるまでの技量が備わっていたために、休波は檀通の袋谷寮へ祐天を連れていったと推測される。伝記ではすぐに袋谷へ行き、檀通上人のもと剃髪したとされている。

ここで、問題となるのは、祐天がもとは愚鈍で成田不動にお籠もりし智慧を得たなど、「普及本」に登場する祐天と成田山の関係である。浄土宗の僧侶がそのようなことをすることなどありえないと一笑に付すのは容易であるが、以上のような背景を考えても祐天が愚鈍であったとは考えにくい。「普及本」には、読み物としての制作意図が強く感じられるのである。

(四) 隨身から帰山まで

「浄土本」には、檀通の出世に伴って隨身の道を選んだとあるが、帰山までの間の事柄についてはほとんど記述がない。

先に述べたように、「普及本」ではこの間の記述が詳しい。見てきたとおり「普及本」の史実としての信憑性の問題があるので、「浄土本」に従って考察を加えたい。

檀通が館林善導寺へ出世したのは明暦元年、祐天十九歳のときであった。七年間増上寺で修学したことになる。十二歳で修学についたか十五歳まで修学できなかったかで異なるが、順調なら名目部・頌義部を終えて選擇部に在籍していた頃と思われる。

祐天は、自ら進んで檀通に随つたことが伝記から読み取れる。自己の出世を望めば、増上寺に残ったほうが有利であることは明白である。例えば、『浄土宗史』^{※20}によれば、府内檀林から田舎檀林への他山は容易であったが、その逆は非常に面倒であったとする。その理由について長谷川匡俊氏は「増上寺檀林のマンモス化を緩和し、在山僧と他山入寺僧との昇進を巡るあつれきを回避するため」^{※21}と云う。この問題についてはあとで触れることとなろう。

進んで隨身したということは、もう増上寺には戻れないという覚悟のもと檀通に随つたことになる。このことは檀通遷化の折、祐天が一人祈禱堂に籠もり回復を祈つたという逸話^{※22}が残っている^{※23}ので、師匠に対する忠誠心が非常に強かったことがうかがわれる。

檀通は寛文九年飯沼弘経寺へ転住する。祐天三十三歳のときである。隨身僧がどのように学問を進めていったかは、裏付けとなる資料を未見であるため不明であるが、法臘を基準として相当する部で修学を積んでいったものと思われる。そう仮定すると、善導寺においては選擇部・小玄義・大玄義・文句部を終え、礼讚部^{らいさん}辺りになる計算である。^{※23}ここでの問題は祐天の両脈・璽書伝授の時期であろう。

両脈を受けられる年齢は「元和條目」^{※24}によれば、両脈伝授は浄土修学十五年以上、璽書伝授は器量によるが二十年以上となっている。仮に十五歳から修学したとすると三十歳で両脈、三十五歳で璽書伝授の資格ができる。祐天は十二歳から修学していると考えられ、また飛級もあつたことを考えると、今挙げた年齢より前に伝授している可能性もある。少なくとも両脈は善導寺で受けていた可能性が強い。

今「顕誉（花押）飯沼弘経寺ニテ」と末尾に記された一冊の写本が存在する。^{※25}璽書^{じしょ}については不明であるが、弘経寺時代には確実に両脈を受けていたであろう。

そして、祐天が璽書を受けたかどうかという三十七歳のとき、事件は起こった。現在まで語り継がれるいわゆる「累物語」である。「浄土本」には詳しく触れないが事件があつたことは伝えている。この物語について史実かどうかの証明は難しい問題であるが、全くの創作とも考えにくい。紙面の関係でこの問題にはここでは触れないこととする。

延宝二年、檀通は鎌倉光明寺へ転住し、その年に遷化する。祐天は順調ならば、すでに無

部のときである。

祐天は檀通の遷化後、増上寺へ帰山の手続きをとる。伝記では、困難なく帰山が許されたように記されているが、先の長谷川先生の指摘にあるようにマンモス化する増上寺に帰山が許されたことの意味は何もないのであろうか。

『行状記』によれば、四十九日の法要ののち帰山したとある。このような短期間で事が進んだことは、隨身僧としての立場、隨身中の縁山との関係、そのときの事務手続きの在り方などを考えなければならない。

規則上どうであったかということ、長谷川先生によれば貞享年間以降の話として、師僧が檀林住持のとき、寂した場合、その直弟については願いにより帰山が認められた、ということであり、規則上厳しくなってきた貞享年間以降でも帰山の道が残されていたようである。祐天は、剃髪・両脈ともに檀通から受けており、二十五年間檀通に付き随っていたことから考えると、檀通にとつてすでに最初から隨身した数少ない弟子ということができ、檀通の鎌倉まで登ったという地位を考え合わせると、祐天も上位の地位を獲得していたことが想定される。

延宝二年の入寺帳によれば、この年の帰山^{※27}十人、他山八十九人と、前年よりかなり多かったことがわかる。

(五) 帰山後の地位

このように、大きな障害もなく帰山を果たした祐天の帰山後の地位を次に見てみたい。

『略記』には「輪下」とあり、『実録』には「本席」とある。帰山後すぐに役職に入れるとは考えにくいので、これは適当な地位であると思われる。

その後、祐天の地位のわかる資料は、天和三年九月二十七日に行われた下読法門の講録^{※28}である。祐天四十七歳であった。下読法門ができるのは「学臘三十余年におよび解了他に許されし法将^{※29}」で、「月行事十二僧中の上席より順次に」^{※30}行うこととなっていたようであり、十二行事に昇格していたと考えうる。

また、貞享元年の「浄徳院様御齋料定書」^{※31}に月行事五人連署中の一番下座に署名している。このことは、下読法門を行った事実と一致する証拠となるろう。

席次が完全に明らかになるのは翌貞享二年の「浅草霊山寺檀林再興之記録」^{※32}（以下、「再興記録」）に出る配置図である。これによると祐天は二臘の位置にあることが確認できる。

貞享二年から三年は、出世する僧がかなり多かったようである。貞享元年、学頭であった相山^{※31}は二年に駿府宝台院^{※33}へ、二臘の春応、三臘の秀道は二年十一月二十九日時点^{※32}でそれぞれ霊巖寺、幡随院へ出世していることがわかつている。このとき四臘だった鑑了は学頭に、五臘だった祐天が二臘の席にいる。

(二) 増上寺引退とその背景

貞享三年春、祐天は増上寺を引退する。「浄土本」の伝記の記述は表一のとおりである。

『略記』にはその理由として「遭屯」と意味深長な言葉が記されている。

伝記の制作年が下るにつれ、世栄を望まない祐天像というものが作られていったことがうかがえるであろう。

本論の最後に、この引退の真意はどこにあったのかを探ってみたい。

手掛かりは、『実録下書』附巻にある。

師在_テ縁山_ノ学舎_ニ道高_ク名徧_シ矣故衆人_ニ婦向_{シテ}受_レ化者早莫_ト連綿_{トシテ}不_レ絶也既_ニ而席列_シ衆中_ノ
第二_ニ臘次_ニ学頭_ニ時_ニ有_下不_レ虞_ク乱_リ僧階_ニ而間_ニ隔_シ於_レ師_ヲ学頭_及三老_某同时_ト出_中進_{スル}一_ニ箇_ノ
檀林_上也師_於是_ニ不_レ克_レ忍_フ之_ヲ遂_ニ遁_隠矣竊_カ聞_ク此_ニ是由_ニ他_妬忌_奸曲_所作_至レ_レ遇_ニ此_不祥_一
云_フ一_時屯_難聖_賢尚_不レ_レ遣_者古_昔既_然況_季世_哉噫_フ

二臘の席次までいったことは先の史料と一致する。貞享二年から三年の間に席次の順がどうなつたかを見る必要があるが、祐天が二臘であれば学頭の鑑了は変わらない。そして、鑑了は綱吉の台命で復興した靈山寺に登っている。入山は貞享三年三月二十日^{※34}であつた。

当時、縁山から檀林主に進むには入札が行われることとなっていた。延宝九年の「覚」^{※3.1}には、依怙^{えこひ}鼻^{ひな}眞^{まこと}の禁止や、自他山の情を忘れて公平に入札に望むよう記されている。すなわち、入札に絡む問題がかなりあったことがわかる。そして貞享二年にも「條令」^{※3.6}が出されている。そこでは、被選挙権者として江戸檀林四か所については二臘まで加えることとされた。

貞享二年には、さらに入札の方法についての「覚」^{※3.7}が出されている。そしてこの年に入札が行われたのであろう。その結果、鑑了は復興した靈山寺への入寺が決まった。そして、祐天は入札に敗れ、三臘の席次にあったものが別の檀林主として上進していったと『実録下書』の記述から考えることができる。

ここで、祐天を引退に追い込んだと目される三臘の席にいた僧、あるいはその状況を探ってみたい。

「再興記録」に登場する十二行事の僧名は祐天以下、全波・圓位・慈雲・徹道・意覚・玄了・圓鏡・岳雲・□榮（筆者注、廓瑩か）・□位（筆者注、聖意か）である。

このうち、貞享三年に出世していることが記録されているのは、徹道^{※3.3}（大巖寺十二世）・廓瑩^{※3.4}（靈山寺四世）・聖意^{※4.0}（筑後善導寺三十七世）である。

出世の年月が不明であるが、およそ見当のついている僧は、圓位（筆者注、圓意か）（館林善導寺十七世）・慈雲（浄国寺十二世）・意覚（大善寺十四世）・玄了（筆者注、玄良か）

（結城弘経寺二十世）^{※4.1}である。

そして、全く不明なのが全波・圓鏡・岳雲である。

入札であるので、必ずしも順序良く出世しているとも限らないが、このように貞享二年から三年にかけては非常に移動の激しい時期であった。

このうち、廓瑩は貞享三年六月下旬に靈山寺へ出世しており、そのときの地位は二臘であったと記されている^{※39}。また、六月八日に行われた伝通院での本理院殿の法事^{※39}のとき、月行事は十一人であったとある^{※40}。さらに、聖意が出世したときは学頭であったとの記述が正しければ、次のような推測が可能である。

①貞享二年十二月から三年三月までに鑑了・祐天を含め十名のうちわずか一人を残して、皆、増上寺から退山、出世している。②三月から六月の間に鑑了に死亡等の重大な事故があつて急遽二臘の席から廓瑩が靈山寺へ出世した。③六月八日の法事にはおそらく廓瑩が月行事から出世するにあつて欠員となつた。④そのときの学頭も聖意が出世するまでには退山か出世をしている。

ここで疑問に残ることは、鑑了は三月二十八日、綱吉に対して^{※43}任職を謝しているにもかかわらず、そのわずか三か月後には台命により廓瑩が任職し、元禄元年には本所へ^{※39}移転し靈山寺の拡張に成功している点である。『常憲院殿御実記』にもこのほかに靈山寺に関する記述はなく、鑑了のあと任職がお札に行くこともなかったようである。

先の伝記では、学頭と三臘が同時に二か所の檀林に出世したとあり、順当に考えれば圓意

ということになるが、鑑了のあまりにも短い住職期間に疑問が残る。この鑑了については、『縁山志』や『浄土伝灯総系譜』などに記述がなく、誰の弟子なのかも不明である。それに対し廓登は観智国師知鑑春岳の相承を持ち、エリートであったことが推察される。相承で言えば、圓意も随波路白の相承、意覚は聖總了暁……鎮誓隣誓誓岩宗吞の相承、玄良は観智国師感隨の相承を持つ。相承という点では、祐天も随波檀通と相承している。^{※4}

また、他山隨身僧への待遇に関しても、巖宿の代に隨身僧相山と春応が学頭二臘となり出世を果たしていること^{※31, 32}から、大きな問題であったかは疑問である。ただ考えうるとしたら住職によって、自分の弟子を優遇したことで増上寺内の規律を乱し、他山僧への風当たりが強かったことである。

現在、残念ながらこれ以上のことは不明である。しかし、貞享三年は靈山寺の復興や入札制度の改革に絡み複雑な人間模様が展開されたことは想像でき、その間のトラブルに祐天が困惑し、自ら退山したことは十分想像できる。これを見ていた弟子が、先のような記述をしたのではないだろうか。

もう一点、祐天が引退を決意したとき、伝記には数か月間浅茅が原の蓮華院にいたとある。蓮華院というのは、『浄土宗寺院由緒書』^{※45}によると玉連院というのが正しく、意覚の兄弟弟子である宗廓が開山で誓願寺の隠居寺であった。祐天は宗廓が随波より嗣法^{※33}しているためか、あるいは月行事の意覚の好意によるものかわからないが、一時そこに身を寄せたのである。

そして牛島の草庵に住すとあるが、そこは復興した靈山寺の移転先と非常に近いという事実もあり、靈山寺を意識した草庵生活であったとも考えうる。

四

● 終わりに

学頭近くまで登り詰めた祐天は五十歳となり、この頃からは、祐天の言動を実際に見聞きした者も多いと考えられ、「浄土本」の記述についても信頼性が増すと思われる。また、檀林主となつてからは公式の記録にも名が登場するので、ある程度の実像には迫れるであろう。

本論では、主として、所化祐天の経歴と立場を追つてみた。後世に作られた祐天像が一般社会には広まっているが、浄土宗の立場として、浄土宗の大僧正祐天の実像というものは明確に押さえておきたいと願うものである。

研究内容も未熟で、史料についても十分な検討がないままであるが、発表させていただいたのは、強くご批判や史料の提供を求めるものである。